

制定 平成29年3月1日 原規放発第1703016号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年7月31日 原規放発第17073112号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領を次のとおり定める。

平成29年3月1日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領

本要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、法第61条の10に規定する指定情報処理機関の情報処理業務及び法第61条の23の2に規定する指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査等実施業務の適確な遂行を確保するために行う立入検査について、必要な事項を定めることを目的とする。

1. 立入検査の対象

指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関として指定されている以下の者（以下「対象指定機関」という。）の全ての事務所又は事業所。

- ・公益財団法人核物質管理センター

2. 立入検査根拠及び手法

立入検査は、法第61条の23第1項（法第61条の23の20において準用する場合を含む。）に基づき、原子力規制庁職員が、対象指定機関の事務所又は事業所に立ち入り、別表に掲げる項目その他必要な項目について、対象指定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することにより実施

する。

3. 実施計画の策定

原子力規制庁長官官房放射線防護企画課保障措置室長（以下「保障措置室長」という。）は、原則として毎年度当初に実施計画の案を作成し、核物質・放射線総括審議官の決裁を受けるものとする。実施計画には以下の事項を含むものとする。

- ・実施時期
- ・検査方針
- ・重点確認事項

4. 実施時期

実施計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。

5. 立入検査実施内容の通知

立入検査の実施に際しては、保障措置室長は、対象指定機関の代表者に対しあらかじめ立入検査実施内容を通知するものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

6. 立入検査の実施

立入検査の実施に際しては、事前に通知した立入検査実施内容に基づき必要事項を確認するものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他特別な理由がある場合は、この限りでない。

7. 違反事項等の取扱

立入検査において、次に掲げる場合は、対象指定機関の代表者に対して事実関係について確認する。

イ 法第61条の16第3項若しくは第61条の23の8第3項の規定による業務規定の変更命令、法第61条の19の規定による適合命令、法第61条の21若しくは第61条の23の16の規定による指定の取消し等の命令、法第61条の23の12の規定による解任命令若しくは法第61条の23の14の規定による監督命令（以下「変更命令等」という。）の要件に該当する疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合

- ロ 法第61条の18（法第61条の23の20において準用する場合を含む。）に規定する義務（以下「秘密保持義務」という。）の違反の疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合
- ハ ロの違反以外の法令違反の疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合その他保障措置室長が必要と認めた場合

保障措置室長は、事実関係についての確認により、変更命令等の要件に該当する疑いがある事実又は法令違反の疑いがある事実を発見し、又はその旨の報告を受けた場合は、原子力規制委員会に報告し、その指示を受けて、当該事実の重要度に応じた必要な措置を講じることとする。また、その後も適切な時期に検査を行い、その改善状況について確認する。

また、保障措置室長は、これらの場合に該当しないが、改善が必要な事項があると認める場合には、対象指定機関の代表者に対して、当該事項について改善を求めることとする。また、その後も適切な時期に検査を行い、その改善状況について確認する。

8. 立入検査結果

保障措置室長は、立入検査実施後にその結果を取りまとめ、原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等において公表する。

附 則

本規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成29年7月31日から施行する。

別表 検査項目及び根拠条項

項 目	根 拠	
	指定情報処理機関	指定保障措置検査等実施機関
手続	法第61条の11、第61条の14	法第61条の23の3、第61条の23の6、第61条の23の11
指定の要件等	法第61条の12、第61条の13、第61条の21	法第61条の23の4、第61条の23の5、第61条の23の16
業務の実施義務等	法第61条の15、第61条の20	法第61条の23の7、第61条の23の15
業務規定	法第61条の16	法第61条の23の8
事業計画等	法第61条の17	法第61条の23の20
秘密保持義務	法第61条の18	法第61条の23の20
区分経理	—	法第61条の23の9
帳簿	—	法第61条の23の17